

環境保全・ネコの適正飼養推進事業

業務仕様書

令和7年8月

東村役場 建設環境課

環境保全・ネコの適正飼養推進事業 業務仕様書

1.業務名称

東村環境保全・ネコの適正飼養推進業務

2.業務の概要

本村は、令和3年7月に「奄美大島・徳之島、沖縄県北部及び西表島」の世界自然遺産に登録されており、ヤンバルクイナをはじめ多くの固有種や絶滅危惧種を含む独特な陸域生物にとって最も重要な生息域内保全地域である。

このことから、地域住民の安全確保及び世界自然遺産登録された貴重な自然生態系の保全のため、本村における飼いネコの適正飼養及び飼い主不明ネコ・地域ネコの譲渡強化を図ることが必要であり、この役割を担う業務を行うものである。

3.業務の実施内容

(1) 適正飼養の普及啓発

ア 普及啓発イベント等

(2) 適正飼養のための処置

ア 飼いネコ避妊 4頭

イ 飼いネコ去勢 4頭

ウ マイクロチップ 8頭

(3) 適正管理及び譲渡

ア 飼い主不明ネコ避妊 23頭

イ 飼い主不明ネコ去勢 22頭

ウ 一時収容 1頭あたり 10日×45頭

エ マイクロチップ 6頭

オ 譲渡基本管理 45頭

カ 譲渡 30頭以上

(4) 適正飼養推進検討会の運営

ア 検討会の開催 1回以上

(5) その他

ア 業務に関する打合せ 2回以上

イ 業務報告書（実績報告書）の作成 正 1部、副 1部、電子データ 1部

4.履行期間

本契約の日から令和8年2月27日（金）まで

5.成果品（納品物含む）

(1) 業務報告書（実績報告書） 正 1部、副 1部、電子データ 1部

※実績報告においては、業務の実施内容に基づき事業成果が確認できるよう努めること。

6.留意事項

(1) 業務の実施にあたって受注者は、発注者と緊密な打合せを行い、円滑な業務の推進を図ること。業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。

(2) 本業務にあたっては、第3者の権利を侵害しないように留意するとともに、あらかじめ発注者と協議のうえ、関係法令等に定められた手続きを行うこと。